	事業所名			支援プログラム				成日	令和 6 年	10 月	<b>7</b> 日	
法人(事業所)理念		その地域での生活が継続出来る事を念頭に置いて、文化的活動、機能訓練等の各種サービスを提供して、児童の自立を図ると共に、生き甲斐を高め、児童とその家族の福祉増進を図る。										
支援方針		<ul> <li>1 利用者が生活能力の向上の為に必要な訓練を行い、及び社会との交流を図る事が出来るよう、利用者の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて適切且つ効果的な 指導、並びに訓練を行うものとする。</li> <li>2 事業の実施に当たっては、利用者の保護者の必要な時に必要なサービスの提供が出来るよう努めるものとする。</li> <li>3 サービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、通所給付決定保護者(以下「保護者」という。)の所在する市町村、その他指定通所支援事業者、指定福祉サービス 又は、保険医療サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</li> <li>4 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないものとする。</li> <li>5 事業者は、提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。</li> <li>6 前5項のほか、児童福祉法及び障害者総合支援法に定める内容の他、関係法令を遵守し事業を実施するものとする。</li> </ul>										
	営業時間		9 時	00 分から	18 時	00 分まで	送迎実施の有無	あり	なし	,		
		支 援 内 容										
本人支援	学習支援	①学習内容に関する習熟度を確認し、定着に向けて支援する。②学習の前後にあいさつをする。③学習中に「わかりません、教えてください」「ありがとうございます」「お願いします」 などが言える。 (認・行)(言・コミ)(人・社)										
	係活動・衛生	事業所内での係活動を自発的に行うことができる。(認・行) 通所時、おやつ、昼食前、外遊びから戻ってきたときなど手洗いなどを行う。(健・生)										
	遊び・運動	ルール(遊びのルール、時間、他の遊びをしている児童に対する配慮等)を話し合いで確認し、遊びに参加することで皆で遊ぶことの楽しさや小さなトラブルを解決することを通して指導員 や他の児童との関わり方を覚えていく。 (言語・コミ) (人・社) (認・行) 遊び、スポーツや各種運動を通して体力や運動能力を高める。(運・感)										
	あいさつ・返事など	通所・退所時に自発的にあいさつができる。事業内でのさまざまな活動の中で返事がしっかりとできる。(言・コミ)(人・社)										
	各児童の課題	児童や保護者の要望に対応する。 例えば、構音訓練、足や肩のリハビリ、睡眠(昼寝) 指導、食事指導、衣類の着脱、トイレトレーニング、箸や鉛筆の持ち方・動かし方、ひもの結び方、トラブルに関すること、障害特性に 応じた対応。など 課題に応じて(健・生)、(運・感)、(認・行)(言・コミ)(人・社)										
※ 健・生(健康・生活)、運・感(運動・感覚)、認・行(認知・行動)、言・コミ(言語・コミュニケーション)、人・社(人間関係・社会性)												
家族支援		連絡帳や面談(定期、不定期)により家族(特に母親 に対応し、保護者研修会等を実施する。 学校、相談支援専門員、専門医療機関や児童相談所等							進路に係わる不安や疑問に応えるために研修会を実施する。 地域の児童、保護者や地域住民とユニバーサルスポーツ交流会を実施す る。 放課後児童クラブと連携を取る。			
	地域支援・地域連携	し対応する。		こ関して学校や関 との昼食会を実施		取り情報を共有	職員の質の向上			講師による各種研修会 研修会に参加する。	きを実施する。	
主な行事等		畑を耕し、花や野菜を育て、収穫する活動。避難訓練。夏期休業中のプール活動。各種工作活動。収穫祭。誕生会、クリスマス会など。										